

働き方改革について

—その道のり—

日本医師会常任理事

神村裕子

研修医過労死事件 1998年

- 1998年、関西地方某医大の1年目研修医（当時26歳）が、長時間の研修（15時間以上連続）や38時間に及ぶ連続勤務を繰り返し、8月に自宅で死亡した。1か月前から周囲に胸痛を訴えており、死因は心臓関連とされた。
- 同医大の同期研修医の時間外労働は月平均81時間であった。
- 大学側は、研修医とは労働契約ではない、健康保持は自己責任と主張したが、2005年「研修医は労働者」との最高裁判決が確定した。一連の裁判は以後の研修医の労働環境改善のきっかけとなり、新臨床研修制度の成立につながった。

小児科医過労自死事件 1999年

1999年、東京都の総合病院（300床以上、二次救急指定）に勤務する小児科医（当時44歳）が時間外労働80時間以上、当直月8回に及ぶ過重労働の末に自死。遺族は病院の安全注意義務違反を訴え提訴した。

2010年、最高裁は「**医師不足や医師の過重負担を生じさせないことが国民の健康を守るために不可欠である**」として和解勧告し、成立した。

勤務医の過酷な労働時間

大阪府医師会勤務医部会アンケート調査

有効回答数 369 (49歳以下)

男性 66.7時間/週 (264)

女性 57.3時間/週 (105)

過労死認定基準は、労働時間では 約60時間/週

時間外労働時間では 約80時間/月

労働時間なのか、時間外労働時間なのか要確認

2014年

日本再興戦略改訂2014

- 働きすぎ防止のための取り組み強化
- 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- 多様な正社員の普及拡大
- 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

(閣議決定)

過労死等防止対策推進法

(議員立法)

生活時間配分と健康障害

時間外労働と脳・心臓疾患の関係

1. 脳・心臓疾患の危険性

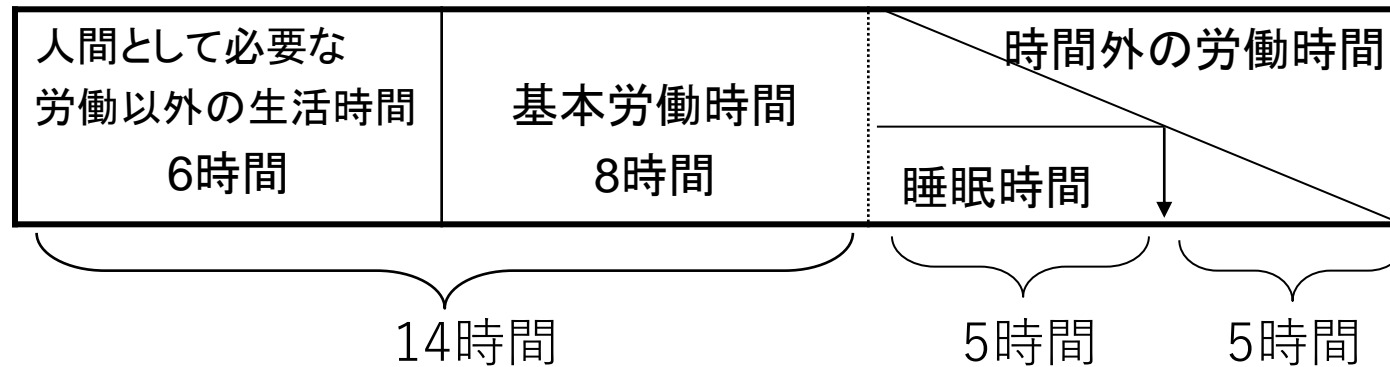
睡眠時間が5時間以下となると

→ 脳・心臓疾患の発症の危険性 **1.8~3.2倍**

月約60時間以上の時間外労働

→ 心筋梗塞の発症の危険性 **2.4倍**

2. 労働者の生活時間における時間外の労働時間と睡眠時間



1日の時間外労働時間を5時間とすると×20日（1月の労働日数）＝100時間

睡眠時間が5時間しか取れなくなる

過労死等とは（定義）

- 業務における過重な負荷による**脳血管疾患・心臓疾患**を原因とする死亡

脳内出血・クモ膜下出血・脳梗塞，心筋梗塞・狭心症など

- 業務における**強い心理的負荷**による**精神障害**を原因とする自殺による死亡

うつ病などによる自死

- 死亡には至らないが，これらの脳血管疾患・心臓疾患，精神障害

過重な長時間労働が奪うのは「大切な時間」

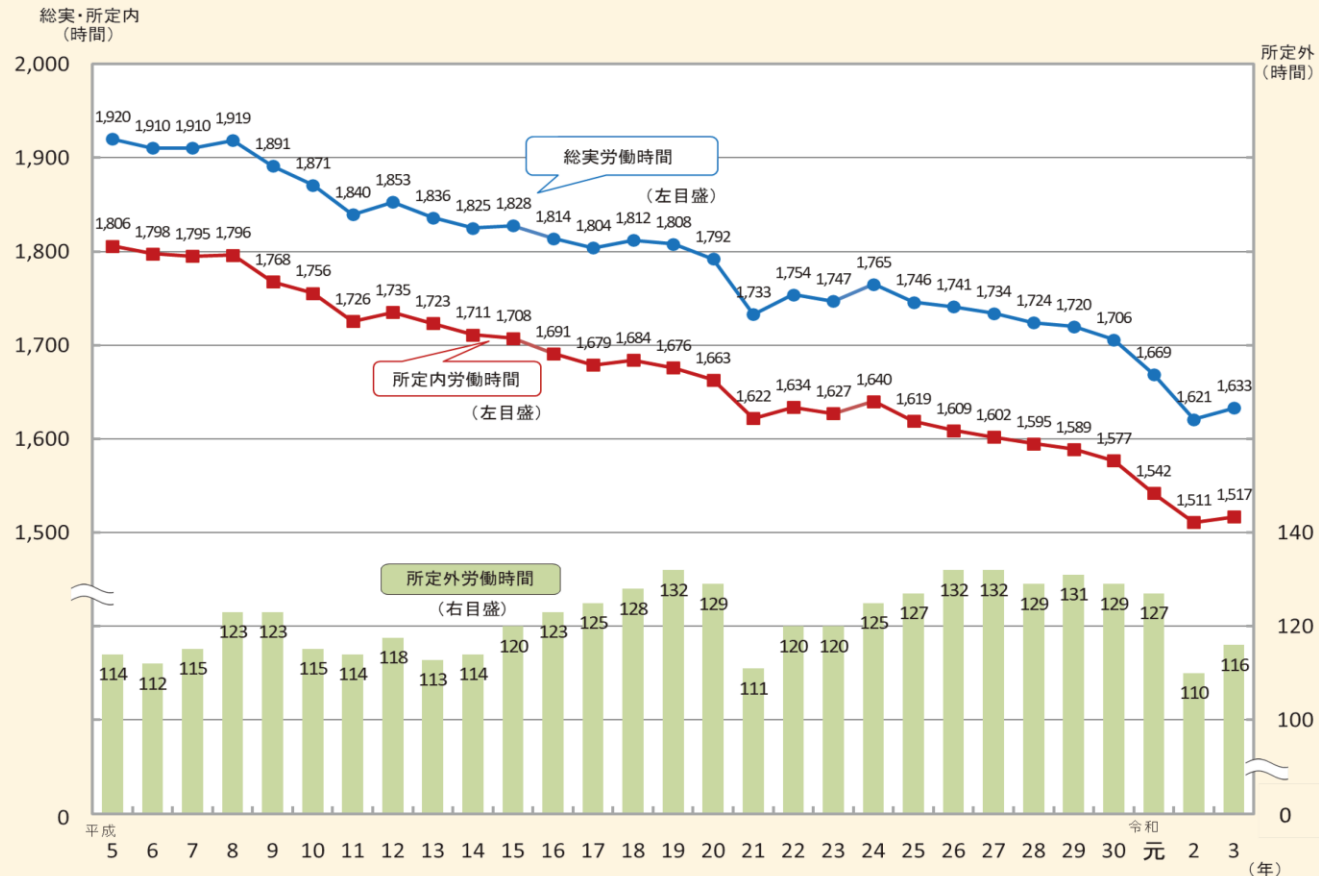
睡眠時間 血圧上昇，ホルモンバランスの乱れ，
肥満から始まる生活習慣病の悪化等

余暇時間 家族との時間減，生活の充実感低下

社会活動時間 友人・地域等との交流が減る

最近の状況 — 令和4年版過労死等防止対策白書より

第1-1-1-1 図 年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）



国内の年間総実労働時間は緩やかな減少傾向にある

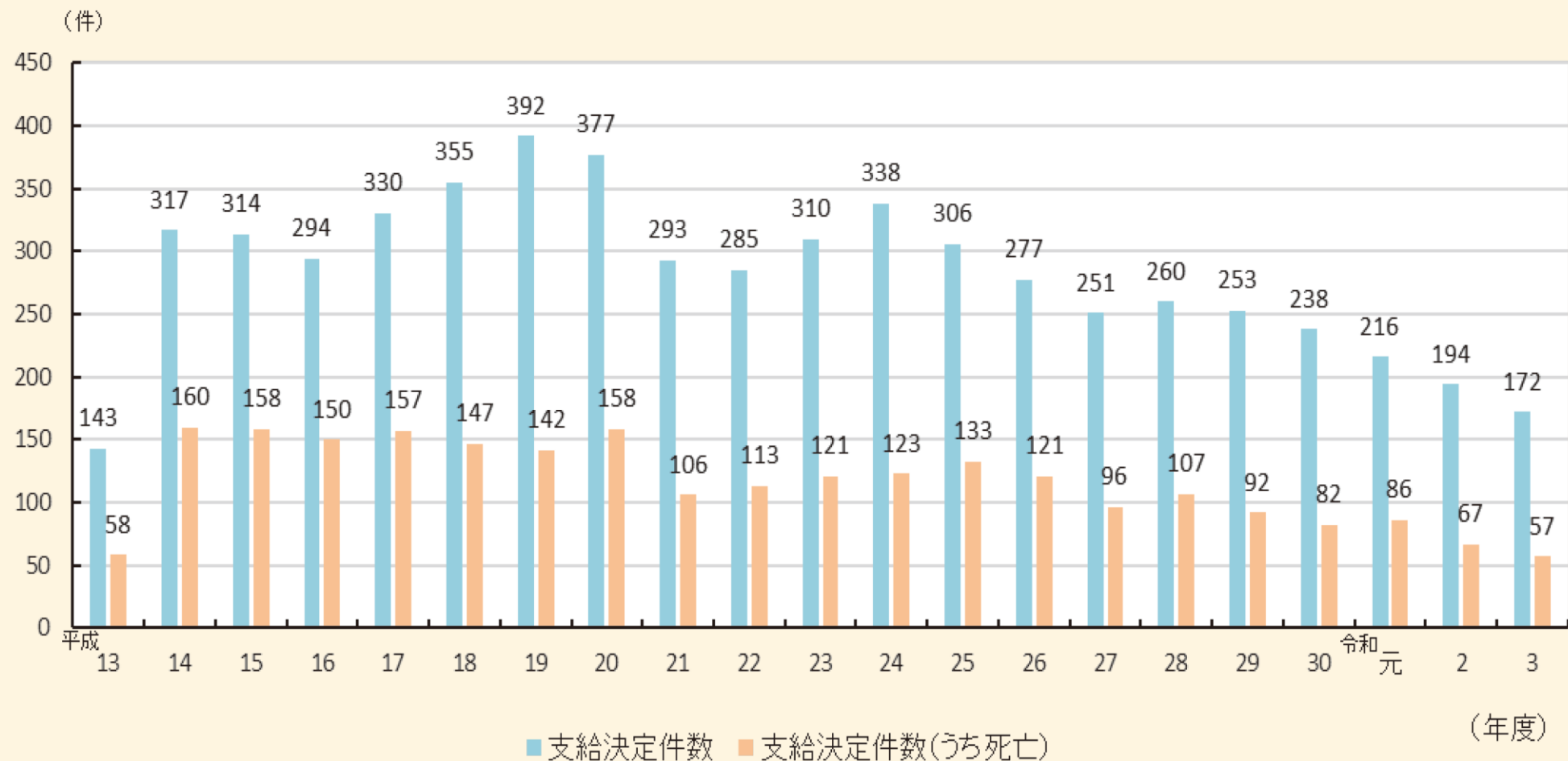
(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに作成

(注) 1. 事業所規模5人以上、調査産業計。

2. 総実労働時間及び所定内労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。所定外労働時間については、総実労働時間の年換算値から所定内労働時間の年換算値を引いて算出。

3. 平成16(2004)年から平成23(2011)年の数値は「時系列比較のための推計値」を用いている。

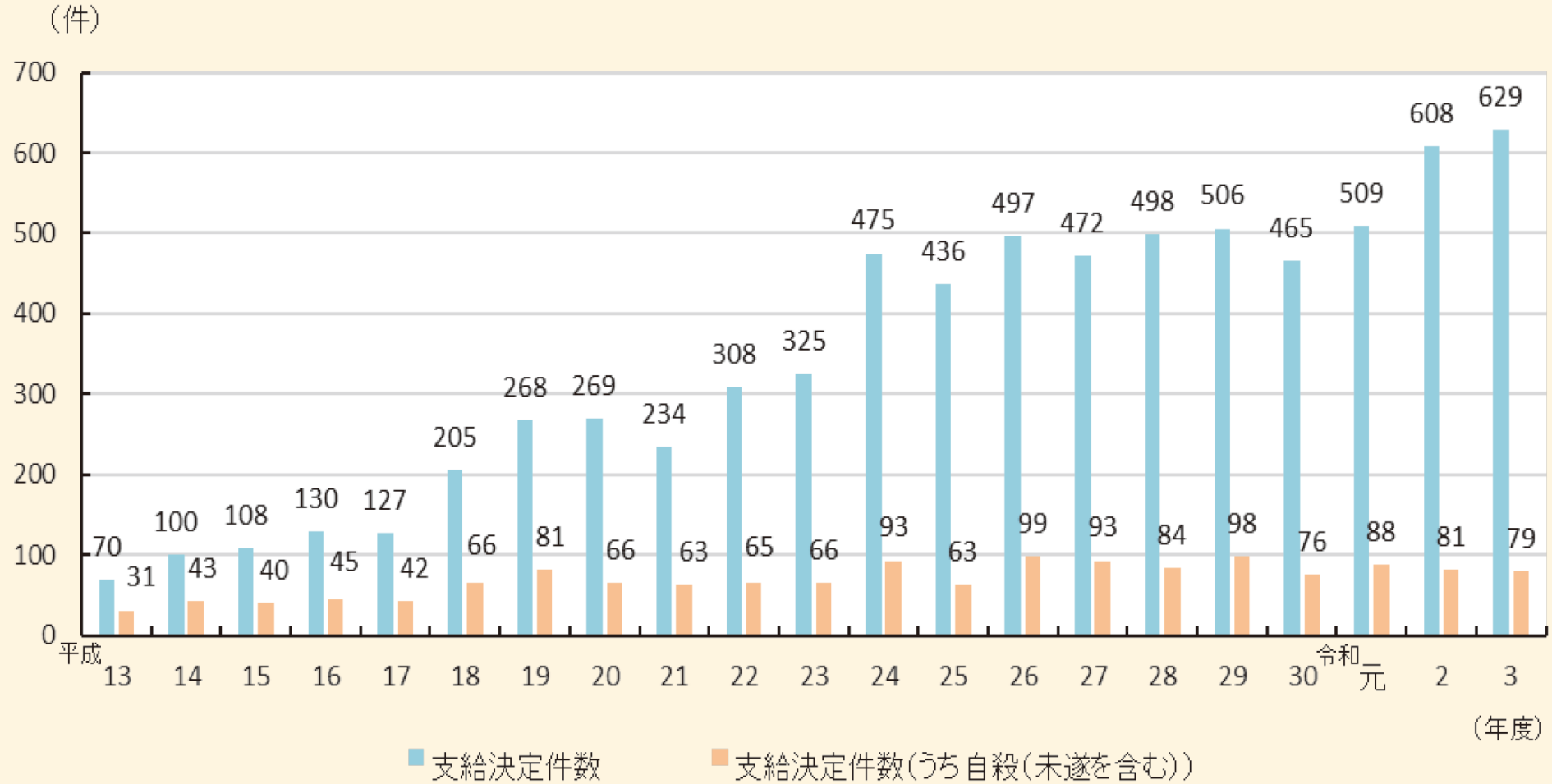
第 2-1-1-2 図 脳・心臓疾患に係る労災支給決定（認定）件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(注) 労災支給決定（認定）件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

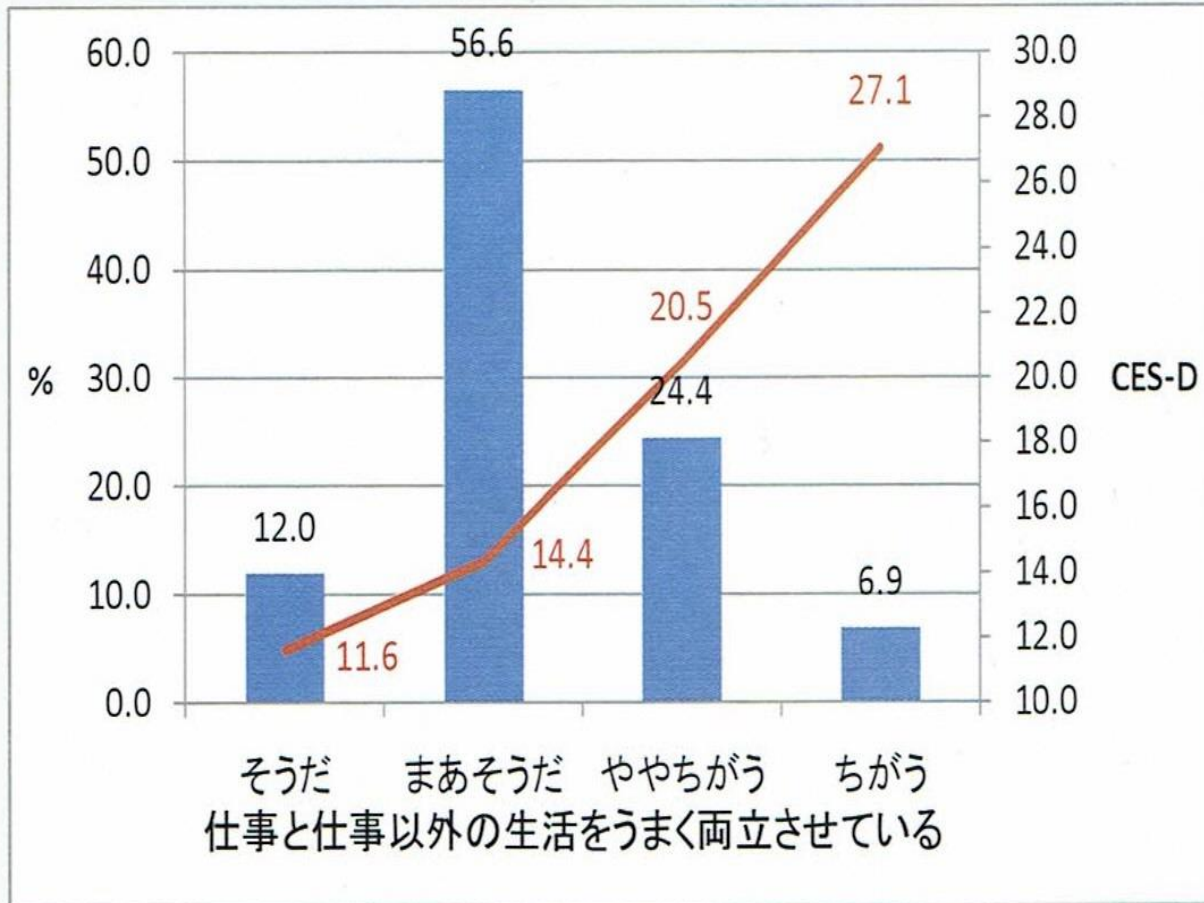
第2-1-2-2 図 精神障害に係る労災支給決定（認定）件数の推移



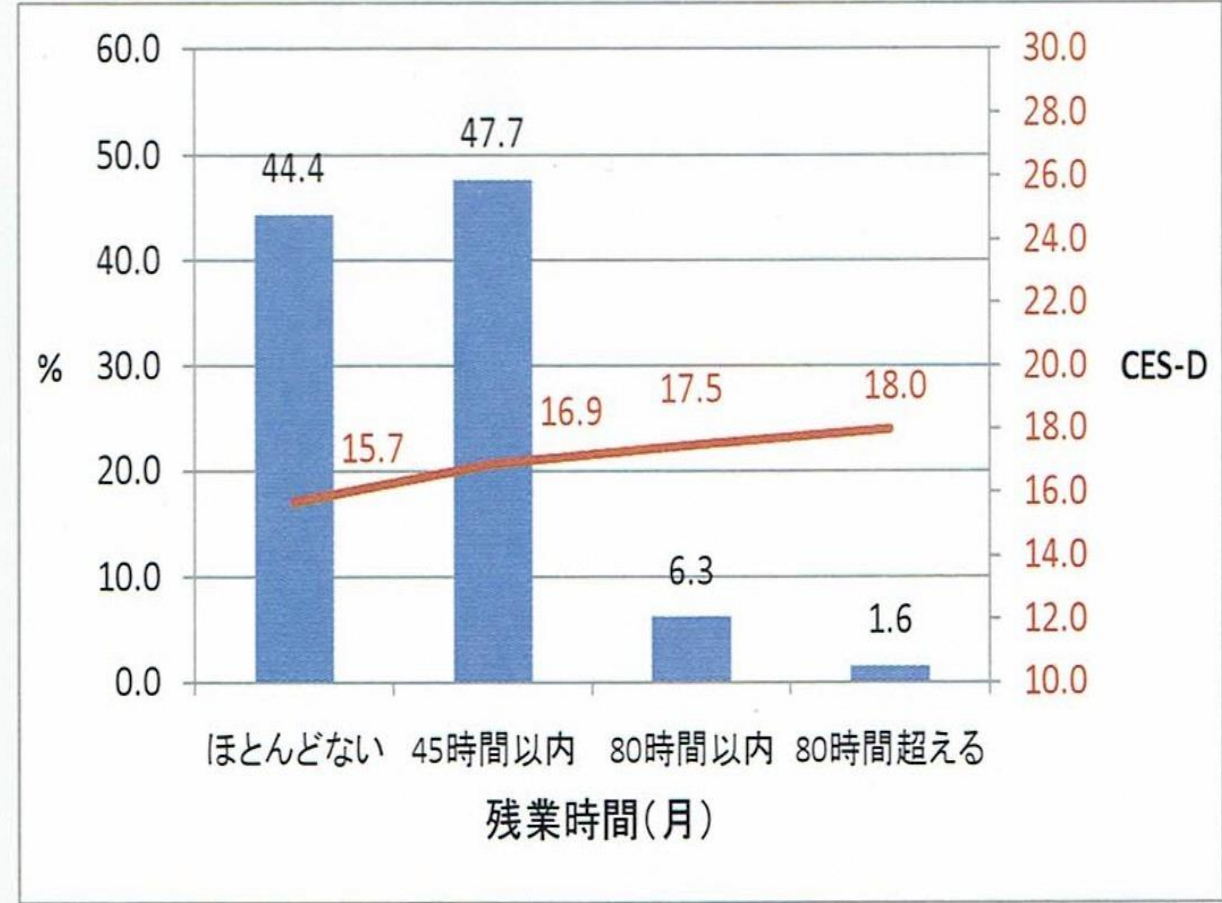
(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(注) 労災支給決定（認定）件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

ワークライフバランスが悪いと
うつ病スコアは大きく上昇



労働時間が増えても、うつ
病スコアの上昇は軽度



一般の時間外労働規制

2019年4月より

(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間

(休日労働含む)

- ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

【時間外労働の上限】

(原則)

- 1か月45時間
- 1年360時間

医師の時間外労働規制について

2024年4月～

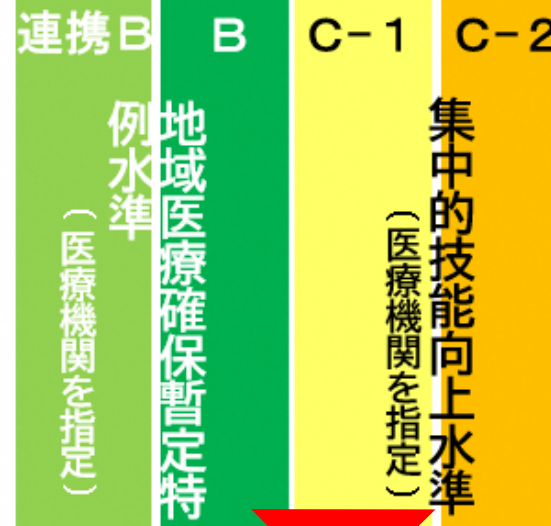
2024年4月より

年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間 / 月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準



C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択

C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

勤務医の時間外上限は年960時間
それを超える医療機関は
医師労働時間短縮計画を作成

講義を振り返って

- 過労死等の事案を知ることによって、過重労働が心身に与える影響を理解してもらう
- 研修医・医師も労働者として労働法に守られ、また法律を遵守すべき立場
- 医師は医療関係の職場内では他の職種に指導する立場となることが多いので、労働法を理解し他の職種の労働上の権利を尊重すべきである
- 医師にはマネジメント力を持つことが期待されている